

◎「平成の出島」外国人とともに成長する長崎県を目指して

今国会で「国家戦略特区」が問題となっていますが、そもそも国家戦略特区とはいかなるものか。

『ビジネスをしやすい環境を作ることを目的に地域や分野を限定することで大胆な規制・制度の緩和や税制面の優遇を行う規制改革制度。H25 に関係法案制定、H26.5 月から指定』

特区で規制改革された分野は現在「都市再生」「創業」「外国人材」「観光」「医療」「介護」「保育」「雇用」「教育」「農林水産業」「近未来技術」の11分野86事業あります。

(今問題となっている加計学園の獣医学部新設もこの中の1事業です)

私の認識は全国一律の規制緩和では全国どこでも「金太郎あめ」のような展開にしかならず、国が言う「右向け右！」では地方創生など夢のまた夢。いかに国に依存しない独自路線を歩めるか(もちろんリスクが伴う)が、これから「成長か衰退か」の雌雄を決するポイントであると思います。

本県が現在取り組んでいるのは「農業支援外国人の受入」。但しこれは昨年6月に特区法が制定され京都府、愛知県が先行して地区指定を受けており、同じ内容では指定がとれないということで、既存内容に「林業・水産業分野での人材受入」「派遣期間制限の緩和」「国民年金法等の適用除外」を追加したオリジナルで申請をしています(下図参照)、加計学園と同様なかなかOKがとれません。

国家戦略特区農業支援外国人材受入事業の林業・水産業への横展開



そこで今さらに内容を拡大し「幅広い分野にわたるミドルクラス外国人材の受入」を提案しています。ミドルクラスの受入業種のイメージ例はレストラン、ホテルスタッフ、調理師等。

国の全国一律の受け入れ制度である「高度専門分野人材」と「非熟練人材(3年で一旦帰国義務が生じる技能実習生)」との間の業務を担う**即戦力となる外国人材を本県に呼び込む!**

これが実現できれば多くの業種での本県の慢性的な人材不足の解消の一助になるものと確信していますし、将来的には学生や外国企業まで呼び込む「平成の出島」を目指せればと、私も独自で取り組んでいます。